

審査基準

基準の名称	設立認可基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
消費生活協同組合法	57-1	生協を設立する場合の認可
基準の内容		
<p>消費生活協同組合法第57条第1項の規定に基づく設立の認可基準を、次のとおり定める。</p> <p>消費生活協同組合法（第54条から第61条の2による） 消費生活協同組合法施行規則（第231条から第233条） 消費生活協同組合模範定款例（平成12年1月7日制定）</p> <p>参考 昭和24年11月24日社乙第255号厚生省社会局長通知 昭和45年7月16日社生第61号厚生省社会局長通知 平成3年11月7日社生第124号厚生省社会局長通知</p> <p><必要書類> 設立趣意書（任意様式） 定款 事業計画書 創立総会議事録の謄本 役員名簿 発起人がその代表を定めたときは、その権限を証する書面 その他、必要とする書類</p> <p><提出時期> 創立総会終了後、遅滞なく</p>		